

第4次南国市総合計画

第3部 基本計画

(素案)

平成 27 年 11 月

目 次

第3部 基本計画	1
基本目標1 安全・安心のまち	2
1 防災対策・防災体制の強化	2
2 消防・救急体制の充実	4
3 交通安全・防犯・消費者対策の推進	6
4 道路・公共交通網の整備	8
5 情報ネットワークの整備	10
6 市街地・住環境の整備	12
7 環境保全、景観形成と公園・緑地の整備	14
8 上下水道の整備	16
9 廃棄物処理とリサイクルの推進	18
10 計画的な土地利用	20
基本目標2 健康・福祉のまち	22
1 地域福祉の充実	22
2 子育て支援の充実	24
3 高齢者支援の充実	26
4 障害のある人への支援の充実	28
5 社会保障の充実	30
6 健康・保健活動の充実	32
7 地域医療体制の充実	34
基本目標3 産業・交流のまち	36
1 農林水産業の振興	36
2 工業の振興	38
3 商業の振興	40
4 観光の振興	42
5 雇用対策の推進	44
基本目標4 教育・文化のまち	46
1 学校教育の充実	46
2 地域教育の充実と青少年健全育成の推進	48
3 生涯学習の推進とスポーツ活動の充実	50
4 文化活動・文化財保護活動の充実	52
5 人権対策・男女共同参画の推進	54

6 友好都市との交流促進と多文化共生体制の充実	56
第5章 協働・連帯のまち	58
1 市民参画・協働の推進	58
2 地域コミュニティ活動の充実	60
3 移住の促進	62
4 情報公開と広報広聴の充実	64
5 行政運営の充実	66
6 財政運営の充実	68
7 広域行政の推進	70

第3部 基本計画

基本目標1 安全・安心のまち

1 防災対策・防災体制の強化

施策の方針

南海トラフ地震や暴風、大雨、洪水、土砂災害、高潮などの自然災害対策や防火対策に備えた施設の改修、整備を促進するとともに、地域の防災力の要となる自主防災組織の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

現状と課題

南海トラフ地震対策として、沿岸部では津波から概ね5分で避難可能となる緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備は一定終了しました。今後は、地区津波避難計画に基づき、迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難経路を整備するとともに、定期的な避難経路の点検・避難訓練を地域主体で継続的に行い、市民の防災意識の向上を図ることが求められます。また、地震動（揺れ）に対する最も有効な対策は耐震化ですが、現在の耐震化率（耐震化が必要な住宅における耐震化率）は30%程度にとどまっており、今後も家具の転倒防止対策と併せて、対策の啓発を図る必要があります。

また、近年においては、全国的に集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。洪水災害や土砂災害については、災害が発生するまでに一定の時間があり、「早めの避難」を確実に実施することにより被害の軽減を図ることが可能となります。従って、避難準備情報・避難勧告・避難指示などの情報について、日ごろから市民への啓発を行い、情報を適切なタイミングで確実に伝えることにより、市民の「早めの避難」行動につなげていかなければなりません。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の共助をなす組織であり、組織率の向上と、その活動内容の充実が求められます。

主要施策

(1) 南海トラフ地震対策の推進

- 津波対策として、緊急避難場所への迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等を整備します。また、地震発生時に行政等からの情報を待たずに主体的に迅速な避難行動を起こすことができるよう定期的・継続的な訓練や学習会を支援します。
- 地震動対策として、家具転倒防止対策に対する補助制度の活用を広報して家具の固定化を促すとともに、住宅の耐震化についても必要性を広報することにより耐震化率の向上を図ります。

(2) 洪水・土砂災害対策の推進

- 避難に対する市民の意識の向上を図るため、災害ごとの避難勧告等の基準を明確にし、避難勧告等の意味するところについて啓発を行います。
- 避難勧告等の発令が市民の避難行動につながるよう発令基準や発令した際の情報伝達の文言等の見直しを行い、マニュアル化を図ります。
- 国や県などの関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護対策や予防型の治山対策の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備などを促進します。

(3) 自主防災組織の充実

- 自主防災組織の未結成の地域について、結成の支援を行います。また、各自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習への積極的な支援を実施します。
- 大規模災害発生時に重要となる避難所運営について、自主防災組織を中心とした地域主体の運営を行うことができるよう「避難所運営マニュアル」の作成を促進します。

(4) 業務継続計画の検証と訓練の実施

- 災害発生時における市業務を継続するための業務継続計画の確認・検証を行い、これに基づき職員の対応力向上のための訓練を実施します。
- 災害発生後からの復旧・復興に向けての対応について、国や県をはじめ、関係機関との協議を進め、1日も早く復興できる体制の確立を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
自主防災組織の結成率	%	93.5	100.0	全地区での結成

2 消防・救急体制の充実

施策の方針

南海トラフ地震のほか、暴風、大雨、洪水、土砂災害など、さまざまな災害に備え、施設・設備の整備と併せて、消防職員、消防団員の資質向上を図り、消防・救急体制の充実を図ります。

また、火災に対する設備の充実を図るとともに、火災の未然防止や被害軽減に向けて、市民の防火意識の向上のための啓発に努めます。

さらに、高齢化社会の進展とともに増加する救急出動に対応するため、迅速な対応と的確な処置など、救急隊員の資質向上と設備の整備に努め、救急体制の強化を図ります。

現状と課題

消防体制については、南海トラフ地震等大規模災害に備え整備を進めていますが、防災活動拠点となる施設整備や消防団員に対する大規模災害対応マニュアルを作成することが必要となっています。また、地震災害等による被害を軽減するために、耐震性防火水槽の整備や消防ポンプ車等の整備を進めるとともに、燃料備蓄施設の整備を進めていく必要があります。

火災に対しては、被害を最小限に防ぐため、公設消火栓未設置地区への消火栓整備を関係機関と協議して進めていく必要があります。また、平成23年6月に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築の住宅については設置されていますが、義務化前の住宅についても今後一層設置を働きかけていく必要があります。

救急体制については、近年増加している救急出動の傾向は、高齢化社会が進む中で今後も続くと推測されます。このため、救急救命士の育成や救急隊員の知識・技能の一層の向上と併せて、計画的に高規格救急車や高度な救急資器材の整備など、救急体制の充実・強化が求められます。



主要施策

(1)消防体制の充実

- 多種多様化する各災害に対応するため、消防体制の確立に努めます。
- 災害活動拠点となる防災活動拠点施設及び消防・消防団車両の計画的な整備を図り、複雑化する災害に対応しうる資器材の整備に努めます。
- 災害時の通信網の確保として、消防団員に通信連絡機器の装備を図ります。
- 震災時の火災に対応するため、耐震性防火水槽の整備を進めます。
- 震災直後には燃料不足により消防車両等の活動ができなくなることが予想されるため、燃料備蓄計画を策定し、燃料備蓄施設を整備していきます。
- 消防職員及び消防団員の資質向上を図るために、関係機関等との連携訓練に努めます。

(2)救急体制の充実

- 多様化する救急需要に迅速かつ的確に対応するため、救急救命体制の確立を図ります。
- 救急救命士の育成及び救急隊員の資質向上を図ります。また、計画的に高規格救急車の整備を図り、高度な資器材の充実に努めます。
- 災害時には、関係機関等と連携し、災害時要配慮者台帳等を整理するなど、緊急時の迅速な連携・対応の強化を図ります。

(3)消防装備・資機材の充実

- 火災の被害を最小限に防ぐため、消火栓未設置地区への消火栓の設置に努めます。
- 大規模災害等出動時に対応できるよう、各種無線機器等の整備を進めます。

(4)市民への啓発と初期対応の普及

- 市広報紙や市ホームページに住宅用火災警報器の必要性と設置についての情報を掲載するなど普及に努めます。
- 救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）が適切な救命手当てを実施することができるよう救命講習を開催し、一般市民に広く応急手当の知識と技術の普及・啓発に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
耐震性防火水槽の整備	基	5	10	
普通救命講習受講者数	人	12,394	15,000	平成8年からの延べ人数
新設消火栓設置	基	3	10	未設置地区対象

3 交通安全・防犯・消費者対策の推進

施策の方針

交通安全施策として、施設整備や通学路等の点検を推進するとともに、交通安全についての啓発を行い、交通事故のないまちづくりを目指します。

また、犯罪のない地域づくりを目指し、関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯対策を強化します。さらに、市民が安心して生活ができるよう、消費者意識の啓発や消費者活動の促進を図るとともに、消費者の相談体制の充実を図ります。

現状と課題

平成 26 年度の本市の交通事故件数は 219 件と年々減少してきているものの、道路環境の変化による交通事故が発生しています。また、依然として高齢者の交通事故件数も多い状況です。

道路環境の変化に対応した市民への啓発活動を行うことや、高齢者への交通安全教育だけでなく、高齢者の特性を広く市民に周知する必要があります。

また、近年、殺人事件の発生やストーカー被害などと併せ、詐欺行為の被害が多発しており、こうした犯罪を未然に防ぐため、詐欺行為の予兆電話などの対応について、警察と連携し、地域ぐるみで撲滅していく必要があります。特に、高齢者をねらう詐欺行為には、適切な情報を発信し詐欺の被害に遭わないような施策推進が必要不可欠です。

さらに、複雑多岐にわたる消費者問題に対応するため、消費生活相談や苦情相談を行っていますが、消費者のトラブルや悩みは依然として増加傾向にあります。市民が消費者被害を受けることのないよう、消費者意識の向上と消費者保護の体制の充実が求められています。

主要施策

(1)交通安全施設の整備

- 交通安全の確保を図るため、市内全域の道路を対象に交通危険箇所の改良に取り組み、交通安全施設・設備（ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路反射鏡等）の整備を進めます。
- 通学路については、歩行者や自転車利用者の保護のための交通安全帯の確保に努め、幹線道路については、歩車道分離、歩道の整備等を計画的に進めます。

(2)交通安全教育・指導の充実

- 全国交通安全運動期間にあわせて、人間看板や街頭指導を実施します。
- 新入学・入園にあわせた保育所、幼稚園、小中学校での交通安全教室を実施します。
- 視察研修などを通じて交通安全指導員の指導力向上を図ります。

(3)防犯対策の推進

- 防犯対策として効果の高い街路灯の維持管理を適切に実施します。
- 高齢者に対する詐欺行為についての注意喚起など、警察等の関係機関との連携により、防犯に関する啓発活動の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

(4)地域安全活動の推進

- 夜間の見回りなど、犯罪を未然に防ぐタウンポリス活動を促進します。
- 子どもを犯罪から守るため、保護者に対する情報提供や防犯指導を推進します。

(5)消費者対策の推進

- 多重債務や消費トラブルなど、消費者問題に関する相談体制の充実を図り、啓発活動や相談活動を充実します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
消費者問題啓発出前講座	回	9	15	

4 道路・公共交通網の整備

施策の方針

高知龍馬空港や高速道路インターチェンジの立地特性を生かした広域交通網の充実を図り、市民活動や地域の交流・連携を円滑に支援する利便性の高い交通ネットワークの形成を図ります。

また、市内の公共交通空白地を解消し、地域の実情、利用ニーズにあわせた効率的な公共交通体系の確立を目指すため、交通事業者や道路管理者等で構成される南国市地域公共交通会議で協議のうえ路線再編などの取り組みを進めます。

現状と課題

本市の道路網は、平成27年6月現在、四国横断自動車道南国ICから市域の中央を南北に縦貫する国道32号、それに接続して東西に国道55号及び195号、並びに建設中の高知東部自動車道・高知南国道路を中心に、県道17線、市道1,102路線によって構成されています。今後、交通量の増大や車両の大型化が進み、地域住民の高齢化が進行する中で、より一層安全で利便性の高い道路網、道路環境の整備が課題となっています。

また、平成24年10月に黒滝・上倉地域で開始したデマンド型乗合タクシーの運行は、平成26年10月には上倉・瓶岩地区全域までエリアを拡大し、北部中山間地域の交通空白地が解消されました。一方で、平野部においては、道路事情等から路線バスの運行経路は限定され、スポット的に交通空白地が存在しています。市内には複数のバス路線があるものの利用者は少なく、路線維持のために多大な補助金等を支出している現状があります。

今後、高齢化が進行することにより移動手段を持たない交通弱者の増加が予想されますが、バス路線については、路線によっては利用者数の減少により廃止となる可能性もあります。

市内の道路事情や都市基盤整備などの状況は変化していますが、将来のまちづくりと連動した交通施策が求められています。交通弱者を含めた地域住民のニーズを把握した上で、鉄道、路線バス、路面電車、タクシーなど、すべての交通事業者等と連携して、効率的で効果的な市民の移動手段の確保を講じていく必要があります。

主要施策

(1)市道の整備

○国や県、その他関係機関と連携し、集落間の連携や安全性の向上等に配慮し、市道の整備を計画的・効率的に推進します。

(2)国道・県道の整備促進

○国道195号や県道南国インター線など、国道・県道の改良整備により、自転車や歩行者の安全を確保できるよう、積極的に要請していきます。

(3)公共交通の利便性の向上と利用促進

○都市計画事業等の情報を踏まえつつ、南国市地域公共交通会議において公共交通空白地対策の検討を進めるとともに、鉄軌道から路線バスやタクシーなどへの多様な乗継ぎなど、利用者の利便性の向上を図ります。

○市民への公共交通路線の周知と公共交通機関の利用促進を図ります。また、交通事業者及び周辺自治体と連携して、公共交通利用者の利便性向上などによる利用促進に取り組みます。

○路線バス事業は利用者の減少により路線再編や経費節減等の対策が必要となっています。持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、事業者及び関係自治体と連携・協議し、路線バス事業の改善に努めます。

(4)交通弱者対策の検討

○高齢者や障害のある人、年少者など、交通弱者に配慮した、だれにも安全で人にやさしい道路整備を図ります。

○高齢者等の交通弱者の通院や買い物などの日常生活の円滑化を図るため、効率的で効果的な移動手段の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
市道改良率	%	44.0	46.0	
市道バリアフリー化延長	km	1.2	1.5	
市内運行バス（3路線）利用者数 ※ICカード利用者数	人	17,494	17,500	現状維持

5 情報ネットワークの整備

施策の方針

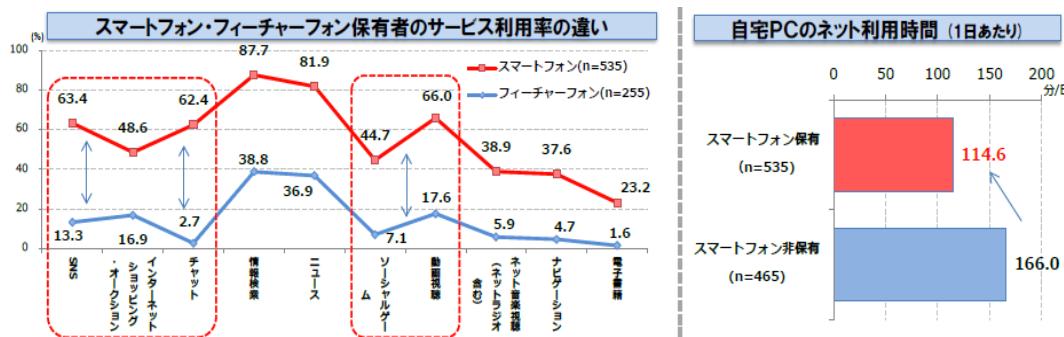
携帯端末、特にスマートフォンの世帯保有率は、急速に伸びています。それに伴い、SNSや地図情報と組み合わせたサービスの提供が増加しており、各種施策の推進のため、サービス利用環境の充実は急務となっています。観光や商工業などの産業振興、地域活性化、さらに防災・減災に向けた効果的な情報通信環境の整備を行っていきます。

現状と課題

南国市情報通信基盤整備事業により、市内のはぼ全域で光通信サービスが利用できる環境が整っています。それに伴い、企業活動のための情報通信基盤整備も完了しています。企業誘致、移住等の効果的な推進にも情報通信基盤は不可欠であり、引き続き、情報通信基盤の維持管理に努める必要があります。

また、現在の情報端末の普及状況、外出先でのインターネット利用の増加といった利用形態の変化を、効果的に観光、商工業、防災等の施策に生かすため、将来を見据えた計画的な環境整備を進めていく必要があります。

インターネット利用率は、今日、65歳までの世代のインターネット利用率が50%を超える状況であり、今後、すべての世代でインターネットが普通に利用される社会の到来が予想されます。光通信サービスを核として、多様な情報通信に対応していくことが求められます。



出典：総務省「平成26年情報通信白書の概要」

主要施策

(1)情報通信環境の整備

- 情報通信基盤に係る光ケーブルの維持管理など、設備利用に関する適切な執行に努めます。
- 関係企業や関係団体等、産学官民の連携により、時代の変化に即応した計画的な情報通信環境の整備に努めます。

(2)災害時の情報収集・発信基盤の整備

- 大規模災害時に備え、限られた人員と資源で、効果的に被災情報の収集を行うとともに、減災に向けて、正確な情報の発信を行うことができる施設・設備等の整備を図ります。また、災害発生時の避難者管理における正確な情報収集・発信のための環境整備に努めます。
- 災害発生時に備え、被災者支援システム、避難所運営システム等の構築を図ります。

(3)情報セキュリティ対策の推進

- 情報化社会特有の犯罪やトラブルも増加しているため、個人情報の漏洩を防ぐ強固なセキュリティシステムの整備、運用に努めるとともに、個人情報の保護に関する職員研修や市民講座の開催に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
情報通信基盤利用者数	件	2,112	2,200	設計加入者数 2,100+5%

6 市街地・住環境の整備

施策の方針

広域拠点にふさわしい市街地形成を目指して、都市計画街路の整備に係る市道、農道を含めた面的整備の計画の策定を目指します。

中心市街地については、整備中の都市計画道路高知南国線及び南国駅前線をと併せて、JR 後免駅前広場の整備を行うことにより、商業機能の集積誘導を図り、にぎわいのある市街地環境の再生を目指します。また、居住誘導区域・都市機能誘導区域の整備を検討します。

また、空き家等の利活用・除去に関する方針を定め、対策を講じます。

現状と課題

現在の中心市街地の状況は、都市計画道路整備事業や土地区画整理事業、あるいは市道、農道等の整備の遅れから、市街地内部の交通の混雑化、防災上の問題、生活環境の悪化、住宅建設の停滞、商業活動の停滞などを招いています。市街地における都市計画道路の整備や市道、農道を含めた面的整備を進め、若者が定住できる街並みづくりや災害に強いまちづくりを図り、にぎわいのある中心市街地の形成を目指した計画を早期に策定する必要があります。

また、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年2月には「基本的な指針」が示されました。これにより、市町村は、使用されていないことが常態となっている建物、いわゆる空き家等の対策を講じなければならないことになっています。本市においては、平成24年に「南国市老朽建物等の適正管理に関する条例」を施行していますが、これは特措法の定める建物には該当していないため、空き家等に関する総合的・計画的な対策を実施する必要があります。

主要施策

(1) 中心市街地の整備

○都市計画道路南国駅前線整備事業と併行して、JR後免駅前広場の整備を行うことにより、駅前広場へのバスの乗り入れなど、交通結節機能を高めるとともに、商業機能の集積誘導等により、人の集まるにぎわいある市街地環境の再生を目指します。

(2) 都市計画道路の整備

○市街地における都市計画道路高知南国線及び南国駅前線の整備と並行して、国や県、関係機関と連携を図り、面的整備を視野に入れた主要な幹線道路の整備計画の策定に努めます。

○都市計画道路高知南国線について、順次、延伸を図っていきます。

(3) 土地区画整理事業等の推進

○篠原土地区画整理事業等の推進により、良好な住環境を備えた市街地の整備を進めます。

○市街化調整区域を含め、近隣市からの災害に備えた事業所等の移転の受け入れや、にぎわいや雇用の創出が期待される事業者の誘致について、検討を進めます。

(4) 住宅耐震改修の促進

○住宅耐震診断後、耐震改修を促進します。また、住宅耐震に関する市民の相談窓口を設置します。

(5) 市営住宅の維持管理と適正な運営

○既存の市営住宅の計画的な大規模修繕について検討します。

○入居者に対して、市営住宅使用に際しての条例、規則等の周知を行い、適正な使用を促し、入居者が快適な生活ができるよう努めます。

(6) 空き家等への対応

○空き家等の対策に関する基本的な方針として、「空き家等対策計画」を策定します。それに基づき、空き家の活用、あるいは除却を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
都市計画道路南国駅前線の整備率	%	43.0	100.0	全延長 L=414m
都市計画道路高知南国線の整備率	%	33.0	80.0	全延長 L=2,800m

7 環境保全、景観形成と公園・緑地の整備

施策の方針

豊かな自然とより良い環境を次世代へ引き継いでいくため、環境負荷の低減と地球温暖化対策を推進し、自然共生社会、低炭素社会の実現を図ります。

景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、豊かな自然風景と調和した景観づくり、歴史・文化を守り、育み、伝える風情ある景観づくり、都市の活力と自然が共生した魅力ある街並み景観づくりを積極的に推進します。

また、公園・緑地は、都市形態規制や防災などの存在効果と、心身の健康維持増進や余暇活動などの利用効果をもたらします。公園・緑地の整備により、安全・安心、快適なまちづくりを推進します。

現状と課題

地球温暖化による異常気象、生物多様性の減少や森林荒廃、また、PM2.5やダイオキシン等の大気汚染など、自然環境への負荷の増大が地球規模で問題となっています。日常生活や経済活動は地球上の自然環境の中で営まれており、基盤となる環境を持続的に利用できることが前提となります。このためにも、自然豊かで公害のない自然共生社会、温室効果ガスの発生を抑制した低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

今後、こうした環境保全施策は、人々の定住促進や循環型社会の形成につながるものとして、本市のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、総合的な指針づくりのもと、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境施策や新エネルギー施策等を推進し、内外に誇り得る環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

本市には、多様で豊かな自然環境、歴史景観、農村・漁村景観、都市景観に恵まれ、市民にとってもまちに対する誇りの源泉となっています。今後とも、市民と行政が連携してこれらの景観を大切に育み、後世に引き継いでいくことが重要です。

公園・緑地は、市民のふれあい交流や日常のコミュニティの場として、また、スポーツの場としてのみならず、災害時の避難場所としての活用や、その他のまちづくりとの関連、環境の保全などを考慮しながら、市民の要望に即した整備を今後とも進める必要があります。

主要施策

(1)環境保全対策・保全活動の推進

○中山間の山林と清流、河川・海岸の環境の保全を推進します。また、市民、事業者の環境に対する意識の高揚に努め、市民団体等と連携・協働による環境保全活動を促進します。

(2)地球温暖化防止対策の推進と再生可能エネルギーの導入促進

○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進し、温室効果ガスの排出削減を推進します。また、省エネ等の啓発活動を推進し、市民、事業者の地球温暖化防止活動の促進を図ります。

○再生可能エネルギーを利活用しようとする市民への支援制度等について情報提供を行います。

(3)公害防止対策

○大気汚染、騒音、悪臭振動等の監視を行い、公害のないまちを目指します。また、浄化槽の設置を推進し、公共水域の汚濁防止を推進します。

(4)南国中央公園及び街区公園等の整備

○都市計画決定されている南国中央公園については、市民の意向と新しいまちづくりの方向性を総合的に勘案しながら、整備方針を明確にし、計画的に整備を進めています。

○土地区画整理事業など、都市計画事業にあわせて、市街地内に身近な街区公園を整備していきます。

(5)公園を活用したふれあい交流活動の充実

○吾岡山文化の森を市民のふれあい交流拠点と位置づけ、施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。

(6)景観づくり活動の普及促進

○花いっぱい運動などの市民の活動を積極的に支援して市内緑化の促進を図るとともに、歴史遺産や海・川・山の多様で豊かな自然環境を生かした市民による主体的な景観づくり活動の普及の促進に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	(平成 19 年度) 890,948	784,034	2007 年度比 12%削減
住宅用太陽光発電システム設置補助累積発電能力	kW	1,846	3,692	平成 27 年度からの累計

8 上下水道の整備

施策の方針

上水道については、南海トラフ地震に備えて安定した水の供給ができる施設・管路の整備や、有収率の向上に向けた維持・補修、さらに、未普及地の解消を図るための諸整備を図ります。

下水道事業（公共下水道、農業集落排水事業）については、未整備地区における整備を市民の協力を得ながら計画的に推進し、普及率の向上を図ります。

また、公共下水道や農業集落排水事業が実施されていない地域における生活排水対策として、浄化槽の普及を促進していきます。

現状と課題

上水道については、現在の計画給水人口は47,400人で、行政区域内人口に対する水道普及率は87.4%です。

南海トラフ地震に対する備えとして、石綿管などの老朽管や幹線管路の耐震化、水源地管理棟の更新や大口径資材の備蓄が急がれています。

また、近年井戸の地下水位の低下や水質悪化などの懸念により、未普及地域からの布設要望が増加しており、対策が必要です。

汚水対策については、平成2年以降、順次供用を開始してきましたが、設備の老朽化による更新や南海トラフ地震に備えた施設の整備が必要となっています。また、現在整備を進めている浦戸湾東部流域下水道南国処理区については、事業の進捗を早めて整備を行い、普及率の向上を図る必要があります。

雨水対策については、98豪雨で被害のあった明見地区の内水排除対策や、土地区画整理事業と併行した篠原地区の整備を行う必要があります。

また、公共下水道や農業集落排水事業が実施されていない地域において、浄化槽設置整備事業を実施していますが、一層の普及が必要です。

主要施策

(1)上水道施設の地震対策の推進

○南海トラフ地震に備えて、緊急時幹線管路の耐震化・水源地管理棟の更新や大口径資材の備蓄など、上水道施設の耐震化や資材の備蓄を図ります。

(2)上水道施設の整備の推進

○上水道の未普及地を解消し、普及率の向上を図ります。
○老朽管である石綿セメント管の布設替えや漏水調査による重点路線の布設替えを行い、有収率（有収水量／給水量）の向上を図ります。

(3)下水道施設の整備の推進

○汚水対策については、施設・設備の更新、南海トラフ地震に備えた施設整備、普及率の向上を目指した事業の推進を計画的に行います。
○雨水対策については、大雨・洪水に備えた排水や、土地区画整理事業等と併行した整備を図ります。

(4)下水道事業の経営健全化の推進

○市民に損益・資産や現金などの経営状況をわかりやすくするため、公営企業会計への移行を行い、経営の健全化を図ります。

(5)浄化槽設置の普及促進

○下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の市内全域を対象として、住宅用浄化槽の設置費用の一部を補助することによって、浄化槽の普及を促進し、市内における生活排水処理人口の底上げを図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
下水道整備率	%	52.1	62.0	後免及び篠原分区の延長
雨水対策整備率	%	45.0	71.2	
緊急時幹線管路耐震布設替え	m	6,783	18,000	平成32年度完了

9 廃棄物処理とリサイクルの推進

施策の方針

市民や事業者とともに4R活動に取り組み、廃棄物の発生の抑制・減量、資源の循環利用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

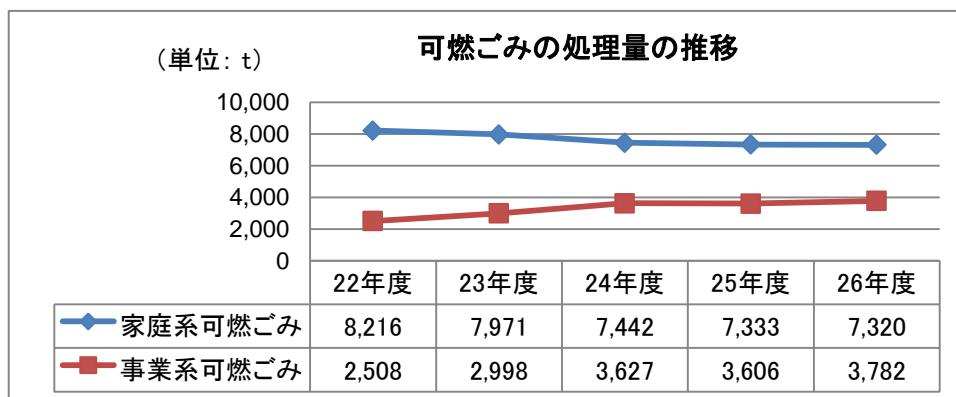
また、市民生活及び事業活動で発生する、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理を行うため、施設整備に努めます。

現状と課題

本市のごみ収集は、昭和54年からの金属ごみ分別収集開始以来、水銀を含むごみ、びん類、紙類・衣類、ペットボトル、容器包装プラスチックと、分別収集項目を増やして廃棄物の資源化を推進してきました。また、生ごみ処理器具購入補助金や、レジ袋削減運動など、ごみの発生抑制を推進しており、家庭系可燃ごみは直近の5年間（平成22年度～平成26年度）で減少傾向となっています。これに対し、飲食店やコンビニエンスストア等の出店による事業所ごみの増加が顕著で、直近5年間で事業所系可燃ごみは1,000トン以上増加し、今後も増える見込みとなっています。このため、可燃ごみ処理に係る経費が増大しており、事業所ごみの発生抑制が急務となっています。

また、依然として不法投棄や野焼きなど、廃棄物の不適正処理が行われる事例があり、廃棄物処理法の周知やパトロール体制の充実が必要となっています。

現在のし尿処理施設である南国市環境センターは、平成8年の運転開始当初から処理能力を超える投入が続いている。加えて、老朽化が進み維持修繕費が増加傾向にあります。今後は、施設の延命化に向けた対策に重点を置くとともに、施設の更新についても検討していく必要があります。



主要施策

(1)ごみの分別収集の徹底と排出抑制の推進

- ごみの分別について、今後とも市民への周知と啓発に努め、廃棄物の資源化を推進します。
- 家庭ごみ・事業所ごみとも、排出抑制を図ります。

(2)廃棄物の適正処理の推進

- 市民への周知により、野焼きや不法投棄の禁止についての啓発を図るとともに、保健所や警察署等と連携し、監視パトロールによる事前防止に努めます。

(3)し尿処理施設の整備

- 現在、南国市環境センターでは、し尿乾燥汚泥を焼却処分していますが、汚泥の再生資源化へ向けての施設の更新について、広域的対応を含めて検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
家庭系可燃ごみの処理量	t	7,320	6,243	直近5年間の減少率を維持する
事業系可燃ごみの処理量	t	3,782	3,782	増加傾向を止める。

10 計画的な土地利用

施策の方針

本計画や本市土地利用計画、また、高知広域都市計画マスタープランに則した「南国市都市計画マスタープラン」により、調和のとれた土地利用の推進を図ります。

土地の有効活用・保全を図るとともに、公共事業の計画的な推進と土地に関わるトラブルの未然防止に役立ち、また、災害発生時に迅速な復旧・復興が円滑に実施できるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査事業を推進します。

現状と課題

現在、本市においては、国営ほ場整備事業計画が進められており、一方で、津波避難対策として、市街化調整区域内への企業移転や住宅地開発の要望が高まっています。優良農地確保の観点からも調和のとれた土地利用についての検討が必要です。

地籍調査事業については、進捗率は、約 13.3%（平成 26 年度末）です。調査完了までには今後 32 年ほどかかる見込みであり、調査のスピードアップを図っていく必要があります。特に、南海トラフ地震の発生予測を踏まえ、被災前の防災・減災対策として、地籍調査の一層の推進を図ることが重要課題となっています。また、本市の中山間地域においても過疎と高齢化が進み、地籍調査事業の実施が急がれます。

このような動向を踏まえ、南国市都市計画マスタープランの改訂等を検討する必要があります。

主要施策

(1)適正・有効な土地利用の推進

- 高知県開発許可制度や南国市土地開発適正化条例により、適正な土地利用の指導・規制・監視に努めます。
- 都市計画道路の開通等に伴う用途地域の変更や、現状に応じた都市施設の見直し等を行い、より有効な土地利用の推進を図ります。

(2)地籍調査事業の推進

- 南海トラフ地震による津波浸水想定地域である沿岸地域については、地震発生予測を踏まえ、防災・減災対策として、地籍調査事業の一層の推進を図ります。また、中山間地域においても、地権者や地元精通者の高齢化や地権者の世代交代などによって、円滑な境界確認が年々困難となりつつあり、早期の調査実施に努めます。

(3)市街化調整区域における地区計画の策定

- 自然環境や農地との調和を図りながら、産業振興や雇用の場を創出するため、公共施設の整備誘導を図る「市街化調整区域における地区計画」を策定します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
地籍調査事業の進捗率	%	13.3	25.3	約 2.0km ² /年の実施予定

基本目標2 健康・福祉のまち

1 地域福祉の充実

施策の方針

児童や障害のある人、高齢者等、日常生活に何らかの支援を要する人たちを取り巻く様々な課題に対して、地域の実情に応じて地域で支えあう「共助の社会」の再構築を目指し、地域住民が主体となって相互に助け合い、支え合うことのできる地域づくりを進めます。そして、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、地域住民が抱える福祉課題は多様化するとともに増大しています。また、担い手が減少するだけでなく、コミュニティ機能の低下により、地域の連帯感や活力による助け合いも難しくなっています。

本市では、平成23年度に、地域における「つながり」や「支え合い」の再構築に向け、「南国市地域福祉計画」を策定し、地域福祉活動の中核的な役割を担う南国市社会福祉協議会のほか、民生児童委員、町内会、自主防災組織、ボランティア活動等と連携し、地域に密着した幅広い地域福祉活動を行っています。

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、様々な課題に対応していくためには、地域の特性を生かしながら、地域住民が主体となって相互に支え合うことのできる地域づくりを進める必要があります。そして、それぞれの地域全体で同じ方向を目指しつつ、地域住民が互いの役割を明確にし、連携を図りながら地域福祉を推進する体制づくりが必要です。

主要施策

(1) 民生児童委員の活動支援

○地域福祉の担い手である民生児童委員の力が十分に発揮できるよう、民生児童委員協議会との連携を図り、活動しやすい環境づくりに努めます。

(2) 南国市社会福祉協議会との連携

○地域での孤立化を防ぎ、地域の生活課題を早期発見するための地域でのサポート体制づくりや、住民同士の交流の場づくりなど、南国市社会福祉協議会と連携して地域福祉活動を推進します。

(3) 災害時の支援体制の構築

○災害時要配慮者台帳システムの運用により、要配慮者について、支援機関との情報共有を進め、日頃からの地域の見守りのネットワークづくりに生かすとともに、災害時の支援体制の構築を推進します。

(4) 住民の健康づくり・生きがいづくりの推進

○住み慣れた地域で、だれもがいつまでも安心して生活するために必要な健康づくり・生きがいづくりを推進し、住民一人ひとりの元気を涵養するとともに、仲間づくりや世代間交流を促進することによって、地域力の向上を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める情報共有同意者の割合	%	41.5	55.0	南国市地域防災計画における避難支援関係者での情報共有に同意した者の割合

2 子育て支援の充実

施策の方針

子育て支援を量と質の両面から充実させるために、家庭を中心に、保育所、幼稚園、学校、地域、企業、自治体など、すべての人が子育て支援に対する関心や理解を深め、それぞれの責任と役割を果たすことにより、すべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現を目指します。

現状と課題

少子化傾向が続くなか、子ども自身に与える影響や将来の社会経済に及ぼす影響は、一層深刻化しています。また、核家族化などにより子育ての孤立化が進むなか、将来を担う子どもを育成することは、社会全体の責任であり、児童福祉の推進を図ることは、今後ますます重要となっています。

本市では、乳幼児医療費の助成や児童手当の支給など、子育てに関わる経済的負担の軽減や、家庭や子どもに関する相談業務、児童虐待等の問題を抱える家庭への支援など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

今後は、子どもの視点が大切にされ、子どもの利益が最大限に尊重されるとともに、子育てしながら安心して仕事ができるよう、保育サービスの充実や子どもの居場所づくりを図り、家庭における子育てを基本としつつ、地域全体で子どもの成長と子育て家庭の成熟を温かく見守り、積極的に支えていくことが重要となっています。

主要施策

(1)子育て支援サービスの充実と子どもの居場所づくりの推進

○低年齢児保育をはじめ、保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策など、子どもの居場所づくりに努めます。

(2)地域における子育て支援の充実

○地域における子育て支援体制の充実を図るため、民生児童委員をはじめ、地域の人々や組織との連携の強化に努めます。

(3)子育てに関する経済的支援の充実

○児童への医療費助成や保育料軽減など、子育て世帯への直接的な経済的支援を引き続き実施していきます。

○子育て世代への就労支援など、子育て世代が経済的に安心して子どもを産み育てることのできる仕組みづくりに努めます。

(4)児童家庭相談・支援体制の充実

○妊娠・出産・子育てに関し、継続的な相談支援ができるよう、体制を強化します。また、家庭の状況に応じた児童家庭相談を行うとともに、保育所や小・中学校等を定期的に巡回訪問するなど、相談体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
放課後児童クラブ数	箇所	12	14	
放課後子ども教室実施数	箇所	2	5	小学校 13 校中

3 高齢者支援の充実

施策の方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、健康づくりや社会参加活動の取組を促進するとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの充実、日常の見守り体制や災害時の支援体制など、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

現状と課題

総人口が減少する中で、65歳以上の人団は増加傾向にあり、高齢化率も上昇を続けています。そして、団塊の世代が後期高齢者になる2025年以降は、医療・介護の需要がさらに高くなることが見込まれます。

今後も、高齢化は確実に進行し、高齢者世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加等が予想され、高齢者を支える地域づくりを進めることができます。また、今日、認知症は大きな社会問題となっており、認知症の予防と早期の対応、認知症に関する正しい知識の啓発普及が重要となっています。

主要施策

(1)高齢者の自主的な活動支援

- 「いきいきサークル」や「老人クラブ」など、高齢者が地域で行う自主的な活動を支援し、参加を促進します。
- 高齢者の閉じこもり防止のため、地域で歩いて行ける範囲に集う場所をつくるなど、高齢者の居場所づくりを推進します。

(2)高齢者の社会参加の推進

- 高齢者の社会参加を支援し、活力ある生活を送っていただくために、働く意欲のある高齢者の受け皿として、南国市シルバー人材センターの活動を支援します。

(3)多様なサービスの提供

- 介護が必要な高齢者に多様なサービスを提供するため、地域密着型サービスを充実します。
- 高齢者の生活ニーズに応じた多様なサービスを提供するとともに、地域ケア会議を通じて利用者に適切なサービスが提供できているかを検証するなど、介護給付の適正化を図ります。

(4)介護予防の推進

- 地域の高齢者が自分らしく生活できる環境をつくるため、介護が必要な状態になる前からの予防と健康意識の向上を推進します。
- 保健関係部署の連携による生活習慣病予防、介護・認知症予防を推進します。

(5)認知症施策の充実

- 認知症への早期対応、重度化の防止に努めるとともに、認知症の高齢者とその家族を支援する体制づくりを進め、地域で認知症の高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

(6)医療と介護の連携

- 医療と介護、双方を必要とする高齢者でも、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療機関と介護関係者との連携を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
いきいきサークル数	サークル	47	50	
要支援・要介護認定者数	人	2,275	2,483 以下	H26 時点の推計値 を下回る

4 障害のある人への支援の充実

施策の方針

障害者基本法に基づく国の障害者基本計画との整合性を図りながら、障害のある人の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現に向けて、南国市障害者基本計画及び南国市障害福祉計画を策定し、障害のある人への支援を拡充する取り組みを進めます。

また、障害者虐待防止への啓発活動を行うとともに、精神障害者については、社会全体で精神障害者への理解が深まるよう広報・周知を行います。

現状と課題

近年、障害のある人を取り巻く状況は著しく変化し、障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障害のある人に対する施策の一層の充実が求められています。

また、障害者総合支援法施行後、自立支援給付費等のサービスの総量は伸びており、障害福祉サービスを受けるにあたって必須となっているサービス等利用計画を作成する事業所・相談支援専門員が不足するなど、サービス提供体制の充実が求められています。

今後とも、障害のある人が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりに向け、行政や障害者関連事業者のみならず、南国市障害者自立支援協議会との連携のもと、地域ぐるみで障害のある人に対する施策を進めていく必要があります。

主要施策

(1)障害福祉サービスの充実

○既存の事業所をはじめ、新規事業所の開設を働きかけ、社会資源の増加を図ります。特に、相談支援事業所・相談支援専門員については、現状でも不足していることから早急に増やす必要があります。

(2)自立支援協議会の充実

○自立支援協議会について、相談支援部会をはじめとする各部会を開催し、地域課題の解決を目指します。また、他の機関や組織との連携を行うことにより、各組織が相互に補完し合い、切れ目のない支援を目指します。

(3)障害者虐待の防止

○障害者虐待防止センターの周知を、市広報紙や市ホームページを通じて行います。虐待事例で切り離しが必要な場合は、速やかに措置を行います。

(4)災害時の福祉避難所の整備

○大規模な災害が発生した場合は、高齢者や障害のある人など、一般的な避難所での生活に支障がある人を対象に、必要に応じて福祉避難所を開設します。また、既存の社会福祉施設等の事業者との福祉避難所の設置・運営に関する協定を推進するとともに、市の施設の機能整備を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
福祉避難所協定施設数	施設	19	21	

5 社会保障の充実

施策の方針

すべての市民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険など社会保障制度の適切な運用と市民の正しい理解の浸透に努めます。また、「第2のセーフティネット」として生活困窮者への支援を推進し、生活保護に至る前のサポート体制の充実を図ります。

現状と課題

医療の高度化や高齢化の進行に伴う医療費の増加により、国民健康保険は厳しい財政運営が続いている。特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいますが、さらに受診率の向上に取り組む必要があります。また、健診結果やレセプトデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで市民の健康づくりと医療費の適正化を図ることが求められています。

平成30年度に財政運営の責任主体が県に移行されますが、市民に最も身近な基礎自治体として国民健康保険制度を円滑に運営していくことが必要となります。

生活保護法制度における被保護世帯数及び人員は、社会情勢や経済情勢などの社会変動に対して推移する傾向があります。近年の景気回復は低所得者層には反映されておらず、保護率は平成17年のピークからほぼ横ばいの状態にあります。今後とも各制度についての正しい理解の浸透に努め、適切な運用を図るとともに、生活困窮者に対し、南国市社会福祉協議会との連携のもと、自立に向けたきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

主要施策

(1) 国民健康保険の健全運営と医療費の適正化

- きめ細やかな納税相談等により国民健康保険財政と事業の健全な運営に努めます。
- レセプト点検体制の充実のもと、重複多受診者への訪問指導体制の強化を図るほか、ジェネリック医薬品の使用促進やデータヘルス計画に基づく医療費適正化事業、保健事業の実施を図ります。

(2) 生活困窮世帯への支援

- 生活困窮者が社会で孤立せず、尊厳を持って自立した生活が送れるよう、相談体制を強化するとともに、自立支援を行います。
- 民生児童委員をはじめとする地域の支援者が支援を行えるよう、南国市社会福祉協議会と連携して研修や見守りネットワークの構築に努めます。
- 生活困窮世帯の児童・生徒に対して、高等学校等への進学など、将来への希望を持って生活できるよう、学校等との連携を図り、学習支援に取り組みます。
- 被生活保護世帯に対しては、その世帯の状況に応じた援助方針に基づき、きめ細やかな指導・援助を行います。

(3) 成年後見人制度の周知

- 判断能力が十分でない人に対し、法的に保護支援するための成年後見制度の周知に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
国保税収納率	%	93.57	95.0	毎年0.2~0.3% 収納率アップ
特定健診受診率	%	33.2	60.0	
生活困窮者支援世帯数	世帯	5	30	

6 健康・保健活動の充実

施策の方針

健康寿命の延伸を目標に、赤ちゃんから高齢者まで、すべての市民が健康でいきいきと暮らせるよう、健康診査や疾病予防などの各種保健事業の充実に努めます。

また、市民が心身ともに健康であるために、「自分の健康は自分でつくる」という意識の醸成と、地域住民による地域ぐるみでの自主的な健康づくり活動の充実を図るための支援を行います。

さらに、母子保健事業では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、妊娠期から出産・育児期において、子どもたちだけでなく、子どもを育む基盤となる家庭や保護者への切れ目のない支援を行います。

現状と課題

市民の健康増進のために健康診査、各種予防接種等を実施していますが、いずれもその受診率や接種率の向上が課題となっています。

そのために様々な媒体を使い、広報に努め、受診勧奨を行うとともに、受診しやすい日程の設定、受診者の利便性を図るなど、様々な工夫を行っています。

また、「南国市健康増進計画」に基づき、健康づくりに関する啓発活動を様々な機会を捉えて実施していますが、地域で健康づくりを推進する市民組織やボランティア活動に参加する市民の固定化、若い世代への交代が進まないこと、地域全体への活動の広がりが見られないことなどが課題となっています。

母子保健事業については、ライフスタイルの変化によって、家族の支援が受けられない場合や、経済的困窮や育児困難、育児不安などを抱える家庭、育てにくさを感じている親が増加しており、これらの家庭に対する支援が必要となっています。また、乳幼児健診の受診率が全国平均より低く、受診率の向上が課題であるため、引き続き個別訪問や個別通知を行って勧奨に努める必要があります。

平成 26 年度健康増進計画アンケートによる健康診断及びがん検診の受診率

項目	市が行う健診 ・検診を受診	医療機関で受診	職場の健診 ・検診を受診	受診なし
健康診断	17.1%	23.7%	41.1%	18.1%
肺がん検診	20.1%	16.7%	30.0%	33.2%
胃がん検診	9.3%	23.7%	18.7%	48.3%
大腸がん検診	14.6%	18.3%	13.5%	53.7%
子宮がん検診	20.4%	23.5%	15.5%	40.7%
乳がん検診	23.6%	18.6%	12.3%	45.5%

主要施策

(1)健康づくりの推進

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと、生活習慣改善に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の醸成を図ります。
- 健康イベント開催などにより、健康づくりの普及・啓発活動を展開するとともに、特定健診やがん検診、歯科健診等の定期的な受診の勧奨を行い、健康寿命の延伸を図ります。

(2)感染症予防の推進

- 結核や感染症、食中毒等の予防事業の推進に努めるとともに、日常的な感染症防止の正しい知識の普及を図ります。

(3)精神保健の推進

- 精神疾患への理解を進めるための啓発を行うとともに、精神障害者やその家族に対し、地域で生活できるように支援を行います。また、うつ病や自殺対策として、相談体制の整備や啓発活動を推進します。

(4)母子保健の充実

- 保健師による面接相談、訪問等による支援、母子保健推進員による家庭訪問や子育て情報の提供などにより、妊娠・出産・育児に対する不安軽減を図ります。
- 子どもの成育段階に応じて実施している乳幼児健診の意義や必要性を啓発するとともに、未受診家庭へ積極的な受診勧奨を行います。
- 子どもの予防接種を正しく受けてもらえるように、保護者に対し、きめ細かな指導や相談を行い、接種率向上を目指します。
- 養育困難や育児混乱を起こしている家庭に対して、専門職による相談支援体制の強化を図ります。また、発達障害に対する支援体制の強化を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
乳幼児健診受診率（3歳4か月児）	%	91.9	93.0	健診対象者と参加者の割合
大腸がん検診を受診する者の増加 (市、医療機関または職場のいずれかで)	%	46.3	50.0	健康増進計画アンケート

7 地域医療体制の充実

施策の方針

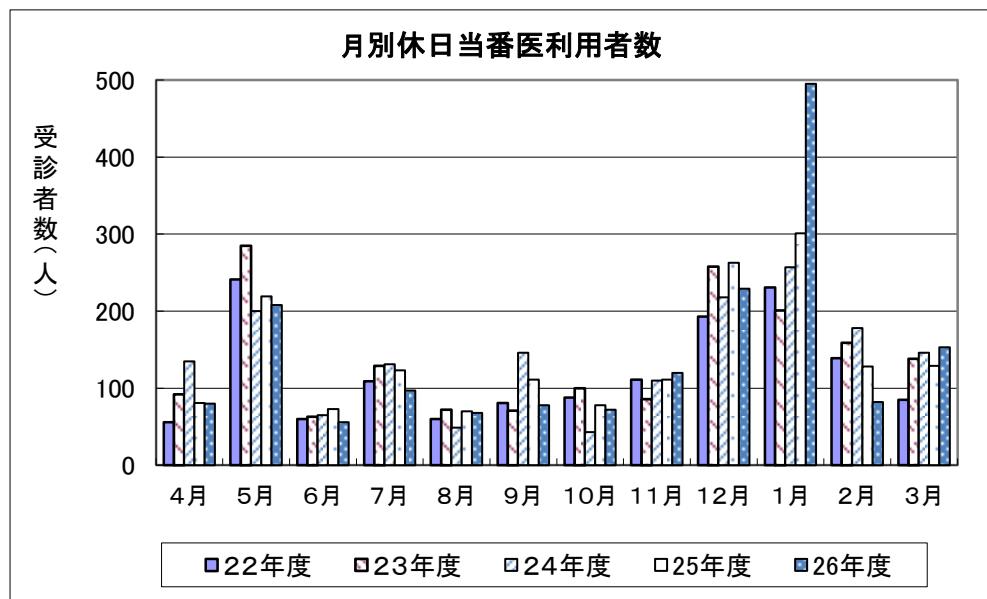
医師会や歯科医師会と協力して市民が安心して医療が受けられる体制の充実を図ります。また、3人に1人は高齢者という社会に備え、保健、医療、介護、福祉が連携して在宅でも安心して医療、介護が受けられる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

現状と課題

病院や医師の不足が叫ばれるなか、市内には比較的多くの医療機関があり、通常の医療体制は恵まれた状態ですが、ほぼ市の中南部に集中しています。また、分娩を取り扱う医療機関は、現在、市内にJA高知病院と高知大学医学部附属病院のみであり、市外の医療機関で出産することも多くなっています。分娩可能な医療機関は近隣市でも年々減少しており、その確保が課題となっています。

休日医療の確保や、生活習慣病及び重症化予防対策としての健康診査の受診率向上のため、また、定期的な歯科健診の実施など、医師会や歯科医師会をはじめとする関係機関との連携の重要性が高まっています。

医師会主催の地域連携に関する勉強会などに積極的に参加し、医療・介護・福祉などの関係機関との連携を深め、それぞれの分野での協力体制の充実に努めることで、急性期にはスムーズに入院でき、回復後は安心して自宅に帰って療養できるようなシステムの構築に向け、さらに取り組む必要があります。



主要施策

(1) 地域医療体制の整備

- 医師会や歯科医師会と連携しながら、市民が医療を受診しやすい体制づくりを進めるとともに、訪問診療や訪問看護などの在宅医療サービスの提供・充実を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・福祉の連携を推進します。

(2) 休日夜間医療の確保

- 医師会と協力して、休日医療の確保に努めるとともに、夜間の医療の確保については、近隣市との連携や市内公的病院への支援により、市民の急病時の円滑な受入体制の整備に努めます。
- 市民に対し、一般診療と救急診療の違いや救急医療の現状について理解を求め、適切な受診を促すための啓発を行います。

(3) 災害時の医療救護体制の整備

- 南海トラフ地震などの災害時に備え、県福祉保健所や医師会と協議を行い、災害時における医療救護体制の整備に努めます。

基本目標3 産業・交流のまち

1 農林水産業の振興

施策の方針

農林水産業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、生産者、関係団体、行政が一体となって、情勢の変化を的確に踏まえて、多様な農林水産業の振興施策を推進します。

特に、本市の基幹産業である農業については、農業経営の安定化を図る取り組みを進めます。

現状と課題

<農業>

就農者の高齢化や後継者不足に対する担い手対策は、農業振興における最重要課題です。各種補助金や直接支払制度、人・農地プランの作成、集落営農の組織化等に取り組み、農作物のブランド化や規模拡大を進め、効率化を図ることにより、農業所得の向上につなげることが持続可能な地域農業として求められます。

また、本市は豊富な農産物が収穫されるものの、加工品としての特產品化は立ち遅れしており、地域資源をうまく活用しているとはいえない状況にあります。加工による売れる農産物のブランド化が必要です。

<林業>

間伐等施業の集約化や効率的な作業道の整備、高性能林業機械の導入により、木材搬出の低コスト化を図り、利用間伐による木材供給量の確保、収益性の向上を図り、効率的な森林経営を行い、適正な森林整備をしていくことが課題です。このことが、土砂災害の防止や水源の涵養等、森林の公益的機能の向上につながります。

<水産業>

機船船びき網漁業で漁獲されたシラス（イワシ）は、大部分がシラス干しに加工されます。しかし、本市には産地市場が開設されておらず、地域内のみでの取引であることや、漁業者数に対して加工業者が非常に少ないため、需要と供給のバランスが崩れやすい状況です。加えて、漁業者自らが水揚げしたシラスを陸送して加工場へ搬入するなど、鮮度保持の面で課題となっています。

主要施策

(1) 担い手対策の推進と集落営農の組織化、新規就農者の確保

- 農業従事者の高齢化等に伴う担い手不足解消のために、人・農地プランの策定・見直し、認定農業者制度等の周知、農業所得の安定・向上による担い手対策に取り組みます。
- ほ場整備事業や農地中間管理機構の活用を視野に入れた集落営農の組織化を推進します。
- 農家の後継者不足は、本市においても深刻な問題です。U・I・Jターンを含め、新規就農者の確保に努めます。

(2) 農業生産基盤の整備

- 平成25年度から調査に着手した国営ほ場整備事業について、平成31年度からの事業実施を目指します。

(3) 施設園芸の振興と次世代型農業の推進

- 環境制御技術の導入による生産性の向上と農業所得の向上、新規就農者への支援等に取り組みます。
- 大規模次世代ハウスのような次世代型農業の導入により、農産物の多収量、高品質を目指し、農家所得の向上とまとまりのある産地づくりを目指します。

(4) 直販所の機能強化と交流型農業の推進

- 農家の所得向上、農地の維持、安全安心な生鮮野菜の供給基地としての役割を果たしているJA直販所の機能向上を支援します。
- 生産者と消費者をつなぐ農家レストランの継続・充実に努めます。

(5) 耕畜連携の強化

- 畜産排泄物からの堆肥を農業用肥料として導入するなど、耕種農家と畜産農家との連携をさらに強化して循環型農業の構築に取り組みます。

(6) 適正な森林整備の推進

- 木材搬出に効率的な作業道の整備とともに、高性能林業機械の導入により、間伐等の作業効率を上げるなど、適正な森林整備を進めます。

(7) 木質バイオマスエネルギーの利用促進

- 循環型社会構築のために森林資源を生かした新たな産業や雇用創出に向けて、園芸用ハウスでの木質バイオマスエネルギー（ペレットボイラー、チップボイラー）の利用を促進します。

(8) 漁業の振興

- シラス機船船びき網漁業の水揚げを、高知新港への集約化を推進し、シラスの付加価値の向上に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
認定農業者	経営体	219	300	
集落営農組織	組織	2	5	
国営ほ場整備事業計画面積	ha		700	

2 工業の振興

施策の方針

企業誘致活動とともに、民間開発を誘導し、現在、県との共同により進めている新たな工業団地の開発を推進します。

また、製造業において、経営体質や営業力の強化などによる競争力強化を支援し、県外からの受注を拡大していきます。

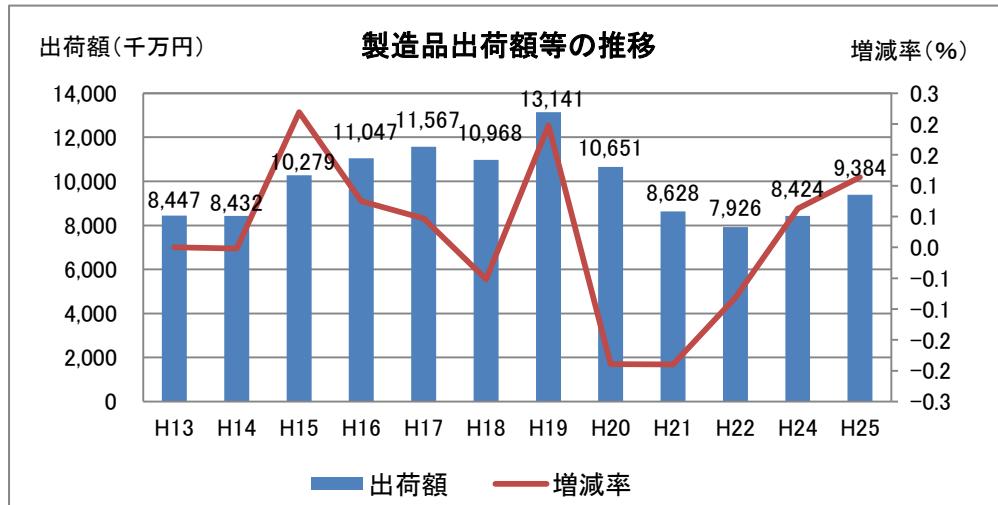
現状と課題

本市の産業別総生産額において長年1位として貢献していた製造業は、平成19年をピークに総生産額が下がっており、平成21年にはサービス業が1位となっています。

本市は、以前から農業が盛んな地域であり、農業とそれに関連する製造業を中心に発展してきました。しかし、農産物の輸入自由化や後継者不足などによる農業の低迷とともに製造業も落ち込み、本市全体の経済活動に影響が及んでいます。

近年は、国全体の景気回復とともに、徐々に規模拡大や、特に南海トラフ地震による津波浸水区域から、安全な場所への移転が計画されるなど、事業所の移転の動きが活発化しています。しかし、現在の本市においては、既存の工業団地・流通団地はすべて分譲され、工場立地の適地がほとんどなくなっています。

また、本市の大部分の製造業は、県外企業から受注している状況にあり、競争の激化による受注安、原材料の高騰など、厳しい状況は続いているが、全国的な景気の中で、製造業者の経営力向上が重要となっています。



主要施策

(1)新たな工業団地の開発と民間開発への対応

- 県との共同による新たな工業団地の開発に取り組みます。
- 民間による開発について、本市の長期的・有効的な土地利用を勘案しながら、支援していきます。

(2)企業誘致等の推進

- 本市への企業立地を促進させるため、情報収集や企業訪問活動を行います。
- また、立地した企業への支援に努めるとともに、既存企業に対しての支援に努めます。

(3)中小企業の経営支援と起業支援の推進

- 関係機関との連携のもと、中小企業に対し、経営環境の変化に対応した事業展開ができるよう支援します。
- 市内で新しく事業を起こそうとする起業者に対し、指導援助を行い、新規企業の創出に努めます。

(4)製造業者の受注拡大の推進

- 製造業者の受注拡大に向け、関係団体や近隣自治体と連携して取り組みを進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
新たに誘致・操業した企業数	社		10	
新たに雇用された人数	人		200	
新たな業種・職種の誘致・創業した企業数	社		4	

3 商業の振興

施策の方針

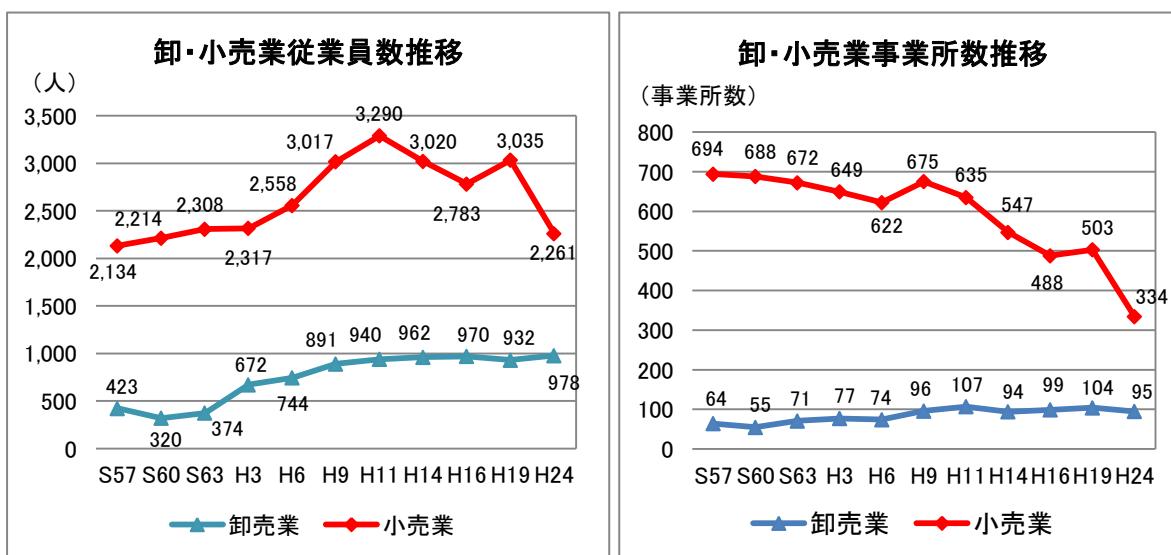
小規模事業者の取り組みを支援するため、南国市商工会を中心とした支援体制を整備するとともに、起業者を養成し、創業・既存事業の業態変換を支援します。また、地域農産物の付加価値を高めるため、特産品づくりを推進し、販路拡大も併せて支援します。

さらに、中心市街地における産業（小売・卸・飲食など）の強化を目指し、創業の誘導による活性化に努めます。

現状と課題

本市の小売業については、1店舗当たりの従業員数は増加するなど、小売業の大型店舗化が進行しています。しかし、全体の小売業の店舗数・従業員数は激減しています。特に、個人消費が低迷しており、小規模事業所は、事業を継続することさえ厳しい状況となっています。

また、中心市街地は、病院や公的施設などが集中しているにもかかわらず、人口減少と高齢化が進行し、商店街は、店舗数・従業員の減少に伴って、歩行者も減少しています。逆に、周辺には、大型量販店やコンビニエンスストアなどを中心に、小売・飲食が店舗数・従業員数とも増加しており、産業の拡大化、空洞化が進行しています。中心市街地の活性化と既存小規模事業者の取り組み支援、商業者の育成が必要となっています。



主要施策

(1) 中心市街地及び商店街の活性化の推進

- 中心市街地の活性化と地域の賑わいの創出を図るため、指定区域内において、創業を支援します。
- 商店街等の活性化を推進するために、各種支援事業に取り組みます。
- 空き店舗を活用した創業・起業・事業所移転を支援し、中心市街地及び商店街の活性化を図ります。

(2) 新商品開発・販路拡大の推進

- 本市の地域資源を活用して特産品の開発を行うとともに、販路拡大などの各種の活動を支援します。

(3) 伝統産業継承の推進

- 本市の伝統的工芸品及び伝統的特産品産業を後世に伝えていくため、伝統的工芸品等産業の後継者の確保及び育成を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
空き店舗等活用数	件		5	
創業・第2創業	社		3	

4 観光の振興

施策の方針

本市の魅力ある「歴史」と「食」などの地域資源のさらなる質の向上を図り、地域資源を生かしたイベントと連動した「参加型観光」を推進します。そのために、南国市観光協会の体制強化を支援します。

また、観光プロモーション・PRを推進し、情報の発信を効果的に行うこととで、本市と本市の観光資源の全国的な認知度の向上を図り、交流人口の増大と市内関連産業の事業拡大の促進を図ります。

現状と課題

本市には、紀貫之や長宗我部元親に関連する遺産をはじめ、多くの歴史的・文化的遺産があります。また、「食」を中心とする地域ならではの資源があります。しかしながら、本市の全国的な知名度はまだまだ高くありません。従って、全国へ向けて観光や特産品などの情報発信により、効果的な観光PRを展開していく必要があります。



主要施策

(1)観光推進体制の整備と地域特産品の開発

- 本市観光の振興を図るため、南国市観光協会の体制強化を支援します。
- 数多くある歴史遺産や「食」に係る地域資源など、本市の観光資源のさらなるブラッシュアップを図ります。また、地域資源を活用した観光資源の開発、新商品開発に伴うプロモーション活動を支援します。

(2)観光拠点の整備

- 観光施設の拠点としての施設整備を図ります。また、ホームページやパンフレットなどの多言語化を推進し、外国人観光客の受け入れにも努めます。

(3)参加型観光の推進

- 各種の観光イベントを開催し、交流人口の増加を図るとともに、参加しながら、市内をめぐる参加型観光を推進し、入込客の増加を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
入込客数の増加	人	530,000	550,000	主要4施設（西島園芸団地、道の駅南国、県立歴史民俗資料館、パシフィックゴルフ）合計

5 雇用対策の推進

施策の方針

企業誘致などによる働く場の確保・拡大を図るとともに、特に若者が希望の職種・業種に就くことができるため、幅広い職種・業種の増加を促進します。

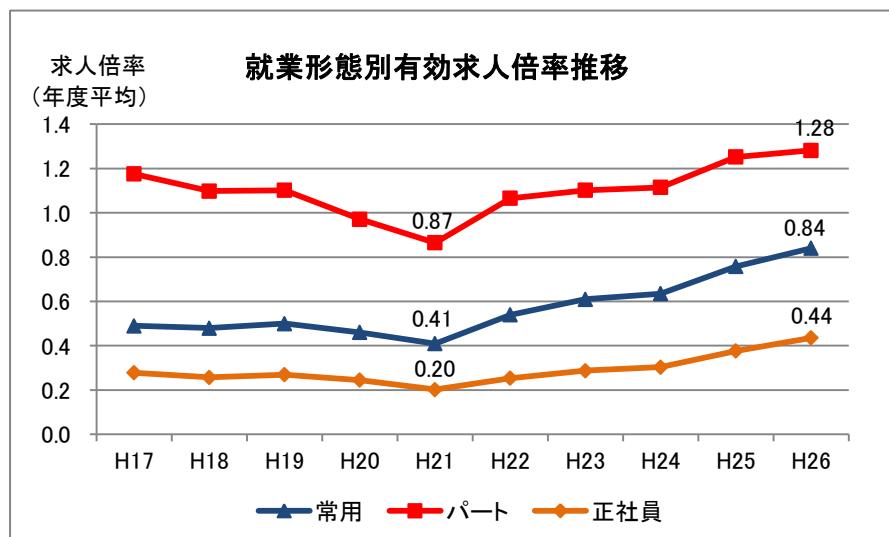
また、勤労者福祉の充実を促進するために、(公財)高知勤労者福祉サービスセンターを支援し、充実・強化を図ります。

少子高齢化が進行し、団塊の世代が後期高齢者になる2015年以降、超高齢化社会が訪れます。働く意欲のある高齢者の雇用を進めることにより、高齢になっても意欲的に暮らすことのできるまちづくりを目指します。

現状と課題

県内の雇用情勢は好調に推移しています。しかし、パートなど非正規職員が増加するなど、労働を取り巻く環境は大きく変化しています。また、県内の高校新卒者の就職率も改善されていますが、依然として4割以上は県外へ就職し、本市でも全国に比べ、15~29歳までの若年層の完全失業率が特に高く、求職者からは「働く場がない」、「希望する職種がない」といった声が多い状態です。また、好調な有効求人倍率も、高い職種と低い職種の差が大きく、最も求職者の多い事務系の求人数は少ないなど、求人・求職のミスマッチが起きています。

さらに、本市では小規模な事業所が多く、福利厚生制度が充実している事業所は少ない状況です。



主要施策

(1)新規就労支援人材育成事業の推進

○求職者向けにコールセンターの業務内容や必要なスキル等の基礎研修を含めた全般的な人材育成事業を推進します。

(2)多種多様な職種の誘導・開発の推進

○求職者と求人のミスマッチを解消し、市内での就職を促すため、事務系をはじめ、多種多様な業種・職種の誘導・開発に努めます。

(3)福利厚生制度の充実

○中小企業事業者の福利厚生制度の充実のために設立された（公財）高知勤労者福祉サービスセンター運営及び加入を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
高知県勤労者福祉サービスセンターの会員数	社人	34 579	40 600	
シルバー人材センターの会員数	人	199	270	H27に20人、以降年10人の増

基本目標4 教育・文化のまち

1 学校教育の充実

施策の方針

「かがやく明日への人づくり」を基本理念とし、「生きる力」を育み、創意と自主性に富んだ人間性豊かな市民を育成するため、「学力向上」と「人権教育を基盤とした生徒指導」を両輪として、15カ年の保育・教育で「学力・気力・体力」を十分に備え、自らの進路を自らの力できり拓く児童生徒の育成を図ります。

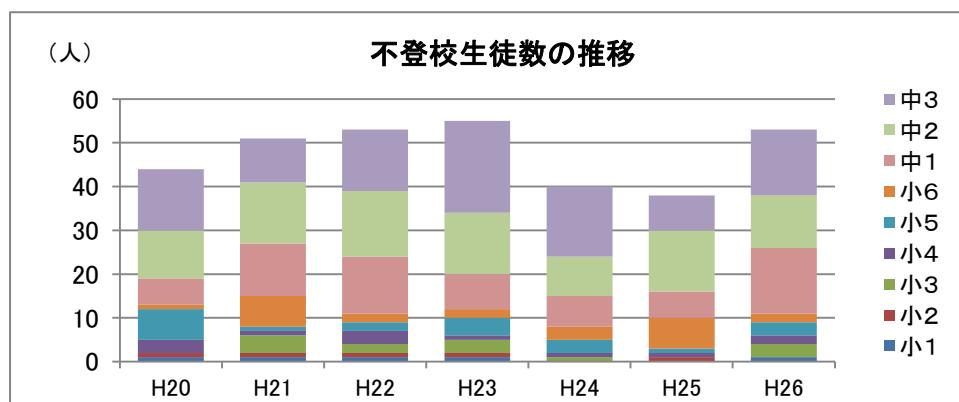
現状と課題

市内小中学校の状況は、学力面では、小学生が基礎的知識はおおむね身についているものの、知識の活用が課題であり、中学生では基礎的知識、活用する力ともに改善傾向にあるものの全国水準を下回り、体力面では、中学生女子が全国水準を下回っており、これらの向上に向けた取り組みが必要となっています。

いじめ等問題行動や不登校、児童虐待については、中学校区をブロックとして、減少に向けて取り組んでいますが、引き続き、関係機関との協力による取り組みが必要です。

また、子どもたちが地元農産物や地域の食文化への理解を深めるために、本格的な中学校給食の実施により、小学校からのスムーズな連携が図れるよう、各学校における「食に関する指導の全体計画」の見直しが必要です。

学校教育施設については、南海トラフ地震への対応のための防災機能の強化が喫緊の課題となっています。併せて、少子化社会の進行、市中心地域への人口集中と周辺地域の人口減少による小中学校教育施設の整備、また老朽化への対応など、教育関連施設の整備について、大規模改修を含めて検討していく必要があります。



主要施策

(1)学校教育・幼児教育の充実

- 保幼小中の15カ年を見通した系統的・継続的な各カリキュラムの実施を充実し、保育・教育の充実に努めます。
- 学校施設の防災機能の強化を図るとともに、老朽化施設の維持管理及び改修について、中長期的な計画を策定し、教育環境向上のための質的整備を実施します。

(2)食育の推進と充実

- 中学校給食の実施により、これまで取り組んできた小学校での食育を中学校にもつなぎ、発達段階に応じた食育の推進を図ります。

(3)開かれた学校づくりの推進

- 地域の教育力の向上、学校経営への地域・保護者・児童生徒の参画、学童クラブなど、地域や保護者と一体となった教育の充実を進めます。

(4)児童生徒の安全確保と安全教育の推進

- 各校における安全に関する校内体制を整備するとともに、学校・警察連絡制度を活用した児童生徒の健全な育成、インターネット上のトラブル等の被害から児童生徒を守る防犯対策に努めます。
- 地域ぐるみで、事故や犯罪から児童生徒を守る環境づくりに努めます。

(5)児童生徒の健全育成

- いじめや不登校、問題行動等の防止及び早期発見に努めるとともに、学校と関係機関との連携による児童虐待の未然防止に努めます。
- 障害のある者と障害のない者が、ともに教育を受けるインクルーシブ教育システムの構築に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
学校給食の地元食材利用率	%	18.0	25.0	食材数ベース (小学校)

2 地域教育の充実と青少年健全育成の推進

施策の方針

青少年の健全育成のため、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を密にして、青少年の地域活動の充実に努めるとともに、青少年に対する社会教育の充実を推進します。

現状と課題

昨今の重大な少年犯罪や児童虐待、いじめ問題やインターネット・スマートフォンの普及等によるトラブル、不審者情報など、子どもを取り巻く環境には極めて厳しいものがあります。

本市では、補導件数は年々減少していますが、一部にはまだまだ問題行動を起こす子どもがあり、非行・問題行動が密室化しているという特徴もあります。

また、不審者情報も依然として多く、子どもたちの安全見守りを継続して行う必要があります。

青少年が、非行に走らず健やかに育っていくためには、家庭・学校・行政・地域・関係団体など、青少年と関わりのあるすべての人と組織が、それぞれの役割を認識し、互いに連携・協力を図りながら、青少年の健全育成に取り組むことが重要です。

主要施策

(1)青少年の非行防止と健全育成・安全確保の推進

- 補導委員・学校・警察等と連携を図り、児童生徒の登下校時の補導や街頭補導などの補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めます。
- 広報誌「少年育成センターだより」を全戸へ配布するとともに、各種強調月間等では、関係団体と連携して啓発活動を行うなど、青少年の非行防止と健全育成に関する啓発を推進します。
- 青少年育成南国市民会議、南国市子ども会連合会などの団体を中心に諸活動を実施し、子どもたちの健全育成を推進します。
- 不審者情報に対し、青色回転灯装着車両での巡回や、警察・学校との連携により児童生徒の安全確保に努めます。

(2)環境浄化活動の実施

- 駅の駐輪場の整理や公園の清掃など、関係機関と連携して環境浄化に努めます。

(3)学校支援地域本部の設置

- 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるため、中学校区ごとに学校支援地域本部を設置し、学校と地域とを結ぶコーディネーターを配置して、子どもたちの育ちに関する様々な活動について、学校・家庭・地域の連携を推進し、学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上を図ります。

3 生涯学習の推進とスポーツ活動の充実

施策の方針

市民一人ひとりが、生涯にわたって自主的に学ぶことのできる環境づくりを行い、だれもが心豊かに生きがいのある充実した生活を送ることのできるまちづくりを進めます。

また、地域住民が最も身近な交流の場となる公民館で、生涯にわたって心豊かに学び続けることのできる社会を目指した活動を推進します。

図書館においては、多様な資料を収集するとともに、県立図書館等との連携により、多様な個人学習ニーズに対応し、さらなる市民サービスの充実に努めます。

さらに、市民が身近な地域において、生涯にわたってスポーツを親しむことができる社会の実現のために、市民の主体的かつ継続的なスポーツ活動の充実を推進します。

現状と課題

人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲がより一層高まっているなか、市民一人ひとりが、主体的に学習できる機会を提供することが重要となっています。そして、その学習成果が、家庭や地域社会の中で生かされることが求められています。

市立図書館は、昭和54年に開館して以降、蔵書数、貸出冊数とともに増加し、発展してきています。特に、平成18年に現在地に移転開館してからは、大幅な増加となっています。世界で類を見ないスピードで進む長寿社会において、高齢者が健康で生きがいを持ち、心豊かな人生を過ごすために、図書館機能の充実が課題となっています。また、学習指導要領では、小学校低学年から図書を活用した授業の展開が明示されており、読書活動の重要性はますます高まっています。

さらに、少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などに伴い、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割はますます増大しています。こうした中、スポーツの多面的な効用を生かすため、市民の生涯にわたるスポーツ活動を促進することが重要となっています。スポーツに対する市民の関心が高まるなか、暮らしの中に身近なスポーツを原点に、市民それぞれの目的に応じた自主的・継続的なスポーツ活動が求められています。

主要施策

(1) 多様な学習機会の提供と学習成果を生かす仕組みづくり

- 市民の学習ニーズの把握に努めるとともに、環境・福祉・教育等の現代的な課題や、芸術・文化など、様々な市民のニーズに即した効果的な講座を開催し、学習機会の拡充に努めます。
- 市民が、学習を通じて意識を高め、課題等に気づき、その成果を社会参画や地域貢献の活動につないでいくための仕組みづくりに努めます。

(2) 公民館の適切な維持管理

- 生涯学習や地域住民の交流の場で、最も身近なコミュニティ施設である公民館について、老朽施設の建て替え等も含めた適切な維持管理を行います。

(3) 図書館機能の充実と読書活動の推進

- 多様な個人学習のニーズに応えられるよう、図書館の資料収集に努めるとともに、県立図書館等との連携により、資料提供の充実を図るなど、暮らしに役立つよう、図書館機能の充実を図ります。
- 子どもの読書活動の推進に努めます。

(4) スポーツ活動の普及・促進

- 市民が身近な地域において、生涯にわたってスポーツに親しめることができる社会実現のために、各種関係団体やNPO法人などと連携・協働し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。
- 市民への情報提供の充実を図り、スポーツ活動の一層の普及に努めます。

(5) スポーツ団体・指導者の育成

- 南国市体育協会をはじめとするスポーツ団体等と連携を図りながら、スポーツ団体やスポーツクラブの育成・強化に取り組むとともに、指導者の育成・確保を進めます。

(6) スポーツ施設等の利便性の向上

- 市民が、継続的かつ気軽にスポーツに取り組めるよう、市民のニーズを的確に捉え、それぞれの施設の役割などを考慮しながら、利用者にとって利用しやすい管理運営に努めます。また、市立のスポーツ施設等の予約等について、利用者の利便性の向上を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
文化講座参加者数（延べ人数）	人	491	540	1割増
図書館利用登録者数	人	10,546	11,600	1割増
図書館資料貸出点数	点	162,397	178,600	1割増

4 文化活動・文化財保護活動の充実

施策の方針

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、文化や文化財の保存が適切に行われるよう、保護活動の充実を目指し、普及・啓発を行い、さらなる発展を目指します。

現状と課題

芸術や文化は、まちの個性や特色を生み出す重要な要素であるとともに、まちづくりと密接に関わっており、文化的な環境が整備されなければ、地域の活性化につながりません。従って、文化や芸術活動の拠点となる施設の整備は大変重要となります。本市には、県立歴史民俗資料館、県立埋蔵文化財センターが立地し、貴重な歴史遺産の保存や研究が進められています。

また、本市には、国、県、市の指定を受けた文化財が数多く存在し、これまで未発見の文化財を発見・発掘するとともに、すでに指定を受けている文化財も含め、必要な調査を行い研究につなげていくことや、様々な文化財を保存し、活用していくことが重要です。

さらに、芸術、文化、歴史に対する教養を高めるとともに、意識づけを行うための施策については、学校教育と生涯学習施策に関連するため、さらなる連携の強化が必要となっています。

主要施策

(1)市民の創作活動への支援

○美術展覧会や市民文化祭など、市民が創造性を発揮する活動の成果発表の機会を拡充し、活動を支援します。

(2)文化財の保護・活用

○埋蔵文化財や史跡等の調査、指定の促進に努めるとともに、指定文化財の保護と保存調査の促進を図ります。

○指定した文化財への関心を高め、生涯学習や社会教育の教材として、また、観光資源として、多方面に活用できる広報や学習機会の強化に向けた取り組みを推進します。

(3)歴史文化基本構想の策定

○文化財を総合的に把握するとともに、保存や活用の指針となり、開発の基準目安となる、基本構想の策定について検討します。

(4)郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

○郷土史研究団体や文化財保護団体等の育成と指導者の養成を通じて、文化財の保護体制及び周知活動の充実を図るとともに、民俗芸能の保存・伝承のため、指導者・後継者の育成・確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
市民文化祭及び地域文化祭開催件数	件	8	10	活動成果発表機会の2割増

5 人権対策・男女共同参画の推進

施策の方針

「人権」とは、「全ての人々が命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なものの、日常の思いやりの心によって守られるものです。すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を目指します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画の促進を図ります。

現状と課題

現状においては、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、ハンセン病患者等に対する偏見や差別、あるいは同和問題など、さまざまな人権問題が存在しています。また、最近では、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も発生しています。

本市では、人権講座や人権パネル展の開催、市広報紙への「人権学習シリーズ」の記事掲載など、継続的に啓発活動に取り組んでいます。今後も、人権講座などに気軽に参加できる環境づくりに努め、より多くの人の意識啓発に取り組んでいくことが求められています。

国においては、男女がともに輝く社会の実現のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）など法制度は徐々に充実してきました。

こうした中、本市においても、南国市男女共同参画推進条例を制定し、南国市男女共同参画推進計画を策定しています。

今後も、すべての市民が性別に関わりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重され、発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

主要施策

(1)人権教育・啓発の推進

○人権週間や「部落差別をなくする運動」旬間など、時期を捉えて広報や啓発活動の推進に努めます。また、人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生児童委員等と連携を図りながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

(2)男女共同参画社会の推進

○男女共同参画への意識・認識を深めるため、学校教育や生涯学習の場など、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。

○企業における就業条件の向上や、子育て支援・在宅介護支援の充実など、女性が社会参加しやすい環境の整備を推進し、企業や団体における女性の管理職・役員への登用などについての啓発を推進します。

○ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシャル・ハラスメントなどの暴力を「認めない・許さない」社会を形成するために、意識づくりの醸成に努めるとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
スマイリーハート人権講座 参加人数	人	237	260	1割増

6 友好都市との交流促進と多文化共生体制の充実

施策の方針

姉妹都市をはじめ、他の市町村との友好を深め、市民間の交流を促進します。

また、市内に在住する外国人が、地域と共生していくため、暮らしやすい環境の整備に努めます。

現状と課題

姉妹都市である宮城県岩沼市とは、教育・文化・スポーツ等、様々な面で市民レベルの交流を行っているばかりでなく、東日本大震災を教訓に、災害時相互応援協定を締結し、さらに強い友好関係を築いています。今後は、市民レベルでの交流を活性化し、互いの市への理解を深め、より良い友好関係をさらに構築していくことが大切です。

また、新たに災害時相互応援協定を締結した愛知県小牧市についても、友好関係をさらに深める必要があります。

多文化共生においては、国際化が進む社会の中で、文化や価値観の異なる外国人との交流の重要性がますます大きくなっています。市民による交流の促進を図るとともに、市民と外国人が相互理解を深め、互いの信頼関係のもとに共生していくことのできるまちづくりを推進することが必要です。

主要施策

(1)姉妹都市・友好都市との交流と連携の推進

○姉妹都市・宮城県岩沼市との交流を深めるとともに、南国市姉妹都市親善協会を中心として行われる市民レベルの交流を支援し、さらに友好関係を推進します。また、両市の間で締結している災害時相互応援協定に基づき、非常時の支援体制の充実を図ります。

○災害時相互応援協定を締結している愛知県小牧市との連携を強化するとともに、さらに連携できる都市との交流について検討します。

(2)国際交流の推進

○南国市国際交流協会と連携して、市民と外国人の交流を深めていきます。

○市内在住の外国人が、暮らしやすい生活環境を整えるよう努めるとともに、外国人への支援に努めます。

基本目標5 協働・連帯のまち

1 市民参画・協働の推進

施策の方針

市民と行政が信頼を持ちながら、適切な役割分担のもと、市民生活における様々な分野で市民との協働を進めます。急速に発達する情報化社会の中で、情報機器や通信システムを活用するなどにより、市民が気軽に市政に参画でき、市民と行政がともにまちづくりを考えることができるよう、市民との協働の体制づくりを進めます。

現状と課題

市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進むなか、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になっています。魅力あふれるまちを築くためには、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくりが求められています。

本市では、これまで各種委員会や審議会等を通じた市民参画による行政計画の策定に努めているほか、パブリックコメント制度を導入して広く市民の意見を聴く機会を設けるよう努めています。また、第2次南国市情報化計画を策定して、市民の市政への参画や地域での活動を支援するためのＩＣＴ利用方針を確立し、市民が市政に関して、直接、提案や提言ができる機会を設けるよう努めています。

今後においても、情報の公開を徹底し、市民が日常的に市政に関心を持つことのできる基盤づくりを進めるとともに、行政運営への市民の参画の機会を増やし、市民の意見を行政運営に生かしていく必要があります。

主要施策

(1)市民参画の推進

○各種行政計画の策定においては、市民が参加できる体制を構築し、決定にあたってはパブリックコメントなどの実施により、広く市民の意見を募るとともに、市民の意見が反映されるよう努めます。

(2)協働体制の構築

○多様な市民ニーズ、社会的な課題に対応していくNPO活動やボランティア活動を支援し、市民が広く活躍できる環境を整えるよう努めます。

○公民館運営審議会、地域活性化のための自治活動団体、健康づくり活動団体など地域の地縁組織・団体と連携し、地域における課題の解決やまちづくりについて、市民とともに考える仕組みづくりを検討します。

○地域における課題の解決を目的とする市民活動や、市民提案型の協働事業への助成制度について検討します。

○地域活動の活性化のため、地域ごとの活動を広く市民の間に紹介し、地域間交流が促進されるよう努めます。

(3)オープンデータの推進

○市ホームページに、市が保有するデータを再利用できる形で公開します。また、データの利用促進について、産学民で連携した取組を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
地域フェイスブックページの設置数	ページ	0	13	小学校区数

2 地域コミュニティ活動の充実

施策の方針

地域活動全般を包括する地域活性化のための自治活動団体を核として、地域内連携強化の支援や住民自治組織のあり方等について検討を進めます。

また、それぞれの地域の実情にあわせた組織発展を支援するとともに、支援体制を構築し、地域と行政が協働でまちづくりを進めていくよう、地域と行政、双方の体制づくりを進めます。

現状と課題

地域活性化のための自治活動団体については「地域活性化のための自治活動団体の育成に関する条例」において、住民自治を確立するための組織として規定されています。この条例は、地域の特徴を生かした活動及び住民の需要を満たすための活動を、自主的に実施する自治活動団体を育成し、地方分権社会における住民自治の確立を目指すことを目的としています。

この条例が制定された平成15年当時は、人口増加傾向にあり、よさこい高知国体における地域でのつながりも一定維持されていました。しかし、その後、全国的な人口の減少、高齢化社会の進行による地域リーダーの高齢化や後継者不足の問題、また、地域のつながりの希薄化等が深刻化し、いわゆる地域コミュニティの再生が課題となっています。

主要施策

(1)住民自治組織の活動支援と再構築

- 地域活性化のための自治活動団体を中心に、地域の実情に応じた住民自治組織の体制や組織のあり方について、基本的には地域内連携強化の方向で検討を進め、各地域での住民自治組織の再構築に取り組みます。
- 交流事業や文化・伝統芸能など、地域が主体となって行っている地域活動や、新たな住民自治組織等への支援を進めます。

(2)地域と行政との協働推進

- 地域と行政が協働して課題解決やまちづくりを進めていくための話し合いの場づくりを進めます。

(3)コミュニティリーダーの育成

- 地域内連携を強化するため、地域内の多様な意見を取りまとめ、一定の指向性を導き出せるリーダーの育成に取り組みます。

(4)自治会・町内会への加入促進

- 地域によっては自治会・町内会への加入率が低下しています。地域住民が利用するゴミステーションや防犯灯などの維持管理は地域で行っていることなど、地域コミュニティの必要性を広く周知することで、自治会・町内会への加入を促します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
新たな住民自治組織の設立（集落活動センター含む）	地区	1	5	平成29年度以降年1地区

3 移住の促進

施策の方針

地域活性化の一つの手段として、地域にある空き家を活用し、地域活動に積極的に参加してくれる移住者の受け入れを進めます。また、移住促進の取組を強く推進していくため、平野部の空き家を有効活用していきます。

現状と課題

国勢調査による本市の人口は、平成 17 年をピークに減少しています。市内中心部の人口は増加傾向にありますが、それ以上に周辺部は減少し、特に、中山間地域での減少率が高くなっています。

移住促進の取組は、人口減少に伴う経済規模の縮小や若者の県外流出、少子化の加速などの負の連鎖に歯止めをかけるため、県においても、最重要施策のひとつに位置づけられています。

本市においては、人口減少に対する集落維持としての地域活性化対策として、平成 25 年度から中山間地域の空き家調査を実施しました。しかしながら、移住者用住宅として賃貸可能な空き家は少ない現状にあります。また、平野部の市街化調整区域の空き家については、平成 26 年 10 月から規制緩和により、一定条件を満たせば賃貸可能となりました。

今後、移住促進の取組を強く推進していくためには、平野部の空き家を有効活用していくとともに、移住希望者に対して本市の魅力等の情報発信が必要です。

主要施策

(1)空き家を活用した移住促進

- 空き家調査を継続して実施し、空き家バンクへの積極的な登録を促進します。
- (公社)高知県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会と締結した「南国市への移住促進に関する協定書」に基づき、収集した空き家情報を不動産事業者に提供するとともに、空き家バンクへの登録により、市ホームページ等を効果的に活用して移住希望者に対する情報発信を推進します。

(2)移住促進に向けた補助制度の活用

- 国や県の補助制度を活用して、移住希望者に対するきめ細かい支援制度を整備し、情報発信することで移住を促進します。
- 空き家所有者の賃貸への不安を払拭するため、国等の補助制度を活用して、市が空き家を中間保有し、改修を行ったうえで移住希望者に貸出しそる、中間保有による移住促進を検討します。

(3)移住希望者と地域のマッチング推進

- 移住の受け入れには、地域により期待度は異なっています。中山間地域では地域活動に積極的に参加してくれる人の移住に期待していますが、平野部や都市部では、その期待度は低くなる傾向にあります。トラブルによる移住に対する悪印象を未然に防ぐため、地域の状況にあわせて、移住希望者と地域のマッチングを進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
空き家バンク登録件数	件	3	20	

4 情報公開と広報広聴の充実

施策の方針

市政情報の公開により、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性を高めるため、個人情報の適正な取り扱いを徹底し、公文書や会議の公開など情報公開制度の充実を図ります。

また、市政の現況や制度等を分かりやすく市民に伝えるため、各種の情報手段を活用した広報機能の充実が求められており、市広報紙や市ホームページなどを充実し、市民と情報共有できる体制づくりを進めます。

現状と課題

まちづくりや地域づくりの活性化のために、市民と行政とが市の現状と将来像について共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく必要があります。

本市では、市の施策や事業、行事などを市民に周知するための広報紙「広報なんこく」を毎月1回発行しているほか、市ホームページやスマートフォン用アプリを利用し、市民が手軽に広報紙に目を通すことができる環境整備の充実を図っています。また、市ホームページでは、機能性の向上により、閲覧件数が増加しています。今後、一層の閲覧件数の増加に努める必要があります。

また、災害における活用を視野に、SNSの1つであるフェイスブックの利用を開始しています。今後、ホームページとは異なる市民とのコミュニケーションツールとして活用していく必要があります。

主要施策

(1)市広報紙の充実

○市広報紙の記事のタイトルや内容を見直し、市民の視点に立った記事を掲載し、市民への情報発信としての広報紙の発行に努め、市民が見やすく、読みたくなるような紙面の充実に努めます。

(2)市ホームページの充実

○市ホームページの一層の充実を進めるとともに、スマートフォンに対応したページを構築します。

○ホームページ等の利用になんらかの制約がある人や、利用に不慣れな人々を含めて、だれもがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるように努めます。

(3)SNSの活用

○公式フェイスブックの更新頻度を上げることや、記事内容の多様化を図ることで、閲覧者数を増やすとともに、災害時における情報発信・収集の有効な手段として活用します。

(4)情報公開の推進

○公正で開かれた市政を推進するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定プロセスを含めた情報公開を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
ホームページの閲覧者数	ビュー	270,00	30,000	年間
フェイスブックページへの「いいね」数	人	300	500	

5 行政運営の充実

施策の方針

様々な行政課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、本計画に基づく計画的な行政運営に努めるとともに、行政改革大綱に沿った事務事業の見直しや、行政機構の弹力的な運用、民間活力を活用した市民サービスの向上に取り組みます。また、業務継続計画の策定及び運用、並びに情報セキュリティポリシーの適切な運用を行い、不測の事態に耐えうる行政運営を行います。

現状と課題

少子高齢化の進行等の社会経済環境の変化により、行政サービスに対する需要は多様化・高度化する一方で、市の財政は一貫して厳しい状況です。こうした状況のもとで、行政需要に対応していくためには、これまで以上に効率的な行政運営を実現する必要があります。そのためには行政評価等の制度の構築や高度なニーズに応える人材の育成や組織体制のスリム化など、継続的に改革を進めていかなければなりません。

また、行政事務に係るシステムの導入による事務の効率化については、平成18年に策定した南国市情報化計画に基づいて、ほぼ達成していますが、今後は平成26年に策定した第2次南国市情報化計画に基づき、きめ細かい住民サービスを実現するため、特に福祉・保健分野における情報共有のためのシステムを構築するなど、住民サービスに直結するシステムの導入を進める必要があります。

主要施策

(1)行政改革の推進

- 簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、事務事業の見直しや組織の合理化、定員の適正化に取り組むとともに、民間活力の積極的な導入を推進します。
- 施策の効率的かつ効果的な実施を図るため、施策についての評価及び進行管理を行うとともに、行政評価のあり方を常に検証し、PDCAサイクルの観点から見直しを行い、実効性のある行政運営に努めます。

(2)人材の育成

- 人事や研修などの制度と、職場での人材育成の取組を連動させ、高い意欲と能力を持ち、職務を遂行する職員の育成を進めます。

(3)情報セキュリティポリシーの適切な運用

- 情報セキュリティポリシーの適切な運用と継続的な見直しを行い、社会保障・税番号制度開始により実施、公表した特定個人情報保護評価の適切な運用と個人情報の保護に努めます。
- 電子媒体及び紙媒体の文書について、必要に応じてシステム化を行い、適切な管理を行います。

(4)情報共有システムの構築

- 介護システム、介護サービス、生活支援等の福祉関係の情報を共有し、きめ細かい住民サービスにつなげることができるシステムを検討、構築します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
個人番号カード普及率	%		80	
職員研修の受講者数	人	526	600	

6 財政運営の充実

施策の方針

少子高齢化と人口の減少が予想されるなか、財政の健全化を図り、将来にわたり安定的な財政運営を維持するとともに、民間活力を引き出し、地域経済の成長戦略を進めます。

税収は、市財源の根幹となるため、適正・公平な課税を実施することにより、課税事務と収納事務がスムーズに連動することで、収納率の向上を図り、自主財源を確保します。

現状と課題

地域経済の低迷や税収が落ち込む状況が続く一方、市民ニーズは多様化・高度化するとともに、権限移譲により地方自治体の事務は増大・複雑化しています。このような状況に対応するため、地方自治体は限られた財源を有効に活用し、自己決定・自己責任による効率的な財政運営を行っていく必要があります。

社会保障を次世代にしっかりと引き渡していくためにも、受益と負担の均衡を図りつつ、消費税率の引き上げによる財源を活用し、さらなる充実を進める必要があります。

社会資本整備においては、厳しい財政状況のもと、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策等の諸課題に対応し、既存施設の機能を効果的に活用するとともに、計画的な整備が必要となっています。

また、本市では、中期財政収支ビジョンを策定し、経常経費の削減に努めるとともに、投資的経費の抑制や公債費負担適正化計画に基づく市債発行の抑制と、公的資金補償金免除繰上償還の実施により、財政の健全化を図ってきました。しかし、南海トラフ地震への防災対策の実施による市債残高の増加や、街路事業、土地区画整理事業等の大型事業の実施が予定されていることから、引き続き健全化を図る必要があります。

一方で、納税者の利便性の確保として、個人住民税の給与所得からの特別徴収の推進や、平成27年度からは全税目（軽自動車税は26年度から実施）をコンビニエンスストアにおいて納税可能な環境整備を進めました。収納率については、訪問徴収などの滞納整理から、各種債権の調査・差押の滞納整理により、一定の成果は上がりましたが、今後は、滞納者が生活再建する対策が必要となっています。

主要施策

(1)財政計画に基づく事業推進

○3年ごとの中期財政収支ビジョンを策定するとともに、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の老朽化に伴う将来負担を的確に把握したうえで、計画的な財政運営を図ります。

(2)重要施策の選択と集中

○公債費負担適正化計画により、将来の公債費負担が重くならないように、年度間の平準化を図り、普通建設事業を計画的に実施します。

○事務事業実績・評価報告書により、全事業の評価を行い事業の必要性を検討していくとともに、少子高齢化と人口減少に対応する社会保障施策等の本市の重要施策を計画的に実施していきます。

(3)自主財源の充実強化

○市税の口座振替の推進やコンビニ収納の拡充により、納税者の利便性を図ります。

○民間活力を引き出す施策の推進により、地域経済の成長を促し、市税の確保に努めます。

○財源確保のためには国及び県の補助事業の積極的な活用が必要であり、最新の情報を収集し、補助事業の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
経常収支比率	%	90.0	90.0	
実質公債費比率	%	12.0	11.4	公債費負担適正化計画
将来負担比率	%	44.2	50.0	//
地方債残高	億円	181	190	//
財政調整基金残高	億円	22	25	
個人住民税給与所得 特別徴収事業所数	件	3,707	4,000	27年度 特徴対象全事業所数 4,078

7 広域行政の推進

施策の方針

広域で連携・協力することにより、市として必要な生活機能を確保し、安心して暮らせる魅力ある地域の形成を目指します。

特に、地方分権の流れや多様化・高度化する市民ニーズに対応した、効率的な行財政運営を行うため、周辺自治体と連携・協力し、広域行政を推進します。

また、財政需要の増大・多様化と厳しい経済情勢の中、自治体クラウドなど、システムの共同利用・共同調達の推進による情報関連経費の削減に取り組むなど、効率的かつ健全な財政運営の確立に努めます。

さらに、産学官民の連携による人材育成や産業育成を行い、産業振興を図ります。

現状と課題

少子高齢化や人口の都市圏への流出により人口減少が進むなか、生活機能の維持が困難になっている地方圏においては、それぞれの地域が長所や特色を生かして互いに連携し、圏域全体の活性化を図る必要があります。本市においても、暮らしやすいまちづくりのため、国や県、周辺の市町村と連携しながら医療福祉・産業・文化等、地域の実情と市民のニーズにあった行政サービスの提供が求められています。

特に、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及により、市民の活動範囲は行政区域を越えて広域化しています。また、地方分権改革に伴う権限移譲により、基礎自治体が担う事務が増大しています。このようななか、多様化・高度化に加え、広域化する行政課題に、的確かつ効率的に対応するためには、周辺自治体と連携・協力して事務処理を行うことが重要です。

本市においては、平成23年度に香南市、香美市と住民情報系システムの共同利用を開始し、住民情報系については約28%の年間運用経費削減につながりました。今後も、共同利用システムの運用を行うとともに、3市市長協定に基づき、他のシステムの共同利用について推進していくことが必要です。

また、現在、高知大学、高知工科大学、高知工業高等専門学校と、地域社会の振興・発展を目的とした連携協定を締結しています。連携事業の一環として、健康講座や体験講座などの公開講座、食品産業や6次産業化に係る人材創出、防災分野において連携が活発に行われています。今後とも、地方創生の取組を推進するため、産学官民の連携を強化していくことが重要です。

主要施策

(1)地域連携の推進

- 高知市を中心市として、本市・香南市・香美市がそれぞれ締結している定住自立圏協定に基づき、圏域全体の連携を強化し、それぞれの地域の活性化による人口の定住を促進します。
- 物部川流域ふるさと交流推進協議会を中心としたイベントやボランティア活動における住民の交流を促進し、流域の調和ある発展を図ります。

(2)国・県との連携強化

- 事務の権限移譲により、国・県と役割や機能の分担をし、市の実情に合あわせた自主的な行政運営に努めていきます。

(3)共同利用システムの運用

- 本市・香南市・香美市共同利用型住民情報システムの適切な利用に努めるとともに、他のシステムの共同利用について検討します。
- 高知県内で同システムを利用している団体で設置するユーザー会での情報共有を行い、さらに社会保障・税番号制度について広域での検討を行います。

(4)産学官民の連携強化

- 産学官民の連携を深め、人材育成、産業育成を行い、本市の産業振興を図り、地域の活性化を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
産学官民の新たな連携事業数	事業		5	